平 成 30 年 3 月 市 議 会 定 例 会 議 提 出 議 案 （その１）

（平成30年3月　日提出）

区分	予算関係	条例関係	その他の議案	計
件数	14	24	1	39

＊この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案第　　号　平成30年度福島市一般会計予算

2 議案第　　号　平成30年度福島市水道事業会計予算

3 議案第　　号　平成30年度福島市下水道事業会計予算

4 議案第　　号　平成30年度福島市農業集落排水事業会計予算

5 議案第　　号　平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算

6 議案第　　号　平成30年度福島市飯坂町財産区特別会計予算

7 議案第　　号　平成30年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算

8 議案第　　号　平成30年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算

9 議案第　　号　平成30年度福島市介護保険事業費特別会計予算

10 議案第　　号　平成30年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算

11 議案第　　号　平成30年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算

12 議案第　　号　平成30年度福島市青木財産区特別会計予算

13 議案第　　号　平成30年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算

14 議案第　　号　平成30年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

15 議案第　　号　市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長等の給料を減額するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

⑴平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、市長等の特別職の給料を減額する。

①市長	支給月額	1，047，600円	→	995，300円 （5%の減額）
②副市長	支給月額	865，700円	→	839，800円 （3%の減額）
③水道事業管理者・教育長	支給月額	783，300円	→	767，700円 （2%の減額）
④常勤監査委員	支給月額	654，300円	→	641，300円 （2%の減額）

（平成30年4月1日から施行）

16 議案第　　号　福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

職員の給料を減額するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

・管理監督の地位にある職員の月例給を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間1%削減する。

（平成30年4月1日から施行）

17 議案第　　号　福島市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

市長等の特別職及び一般職員の退職手当を減額するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

⑴退職手当の基本額の算定に用いる「調整率」を100分の87から100分の83．7に引き下げ

⑵特別職の退職手当の支給率を一般職員に合わせて、下記のとおり引き下げ

①市長	46．6／100	→	45．0／100
②副市長	29．7／100	→	28．7／100
③水道事業管理者・教育長	21．2／100	→	20．5／100
④常勤監査委員	18．7／100	→	18．1／100

（平成30年4月1日から施行）

18 議案第　　号　福島市手数料条例等の一部を改正する条例制定の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

⑴消防法関係

①設置の許可の申請に対する審査

・準特定屋外タンク貯蔵所　53万円　→　57万円

・特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの）

83万円　→　88万円

・特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの）

101万円　→　107万円

⑵土壌汚染対策法関係

・汚染土壌処理業の「譲渡及び譲受」、「合併又は分割」、「相続」の承認申請の事務処理に係る手数料を追加

⑶建築基準法関係

・建築基準法の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

（平成30年4月1日から施行。ただし（2）については公布の日から施行）

19 議案第　　号　福島市教育実践センター条例の一部を改正する条例制定の件

教育実践センターの名称及び事業内容を見直すため、所要の改正を行う。

【改正内容】

⑴名称を福島市教育実践センターから福島市総合教育センターに変更

⑵設置の目的に「教育相談、特別支援教育、就学相談及び就学支援」を追加

⑶事業に「特別支援教育並びに就学相談及び就学支援に関すること。」を追加

（平成30年4月1日から施行）

20 議案第　　号　福島市体育館・武道場条例制定の件

福島市体育館・武道場を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

⑴名称及び位置　　福島市体育館・武道場　福島市霞町88番ほか

⑵開館時間　　午前9時から午後9時

⑶休館日　　12月28日から翌年1月4日まで

⑷使用料

区分		使用単位	使用料
アリーナ	全面使用	1時間	1，000円
	2分の1面使用		700円
	4分の1面使用		300円
剣道場・柔道場・弓道場		1時間	500円
研修室	全面使用		600円
	2分の1面使用		300円
体力測定室		1時間	400円
会議室		1時間	300円
トレーニング室		1時間	200円

※　表の料金は専用使用の場合。個人使用料は1時間100円。
※　高校生以下は半額。

（公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

21 議案第　　号　福島市地区体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

渡利学習センター整備事業に伴い、福島市渡利地区体育館を廃止するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

・福島市渡利地区体育館の廃止のため、名称及び位置を削除

（平成30年4月1日から施行）

22 議案第　　号　福島市企業立地促進条例制定の件

企業立地を促進するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1)用地取得助成金

①工業団地に立地する場合　　50%

②民有地に立地する場合　　5%

(2)操業奨励助成金　　固定資産税相当額（3年間）

(3)雇用奨励助成金　　常用雇用者1人につき1年あたり　30万円（3年間）

(4)転入支援助成金　　転入常用雇用者1人につき　20万円

(5)特定集積産業（医療・福祉関連、健康器具関連、健康食品及び農産物加工関連企業）の指定及び支援の拡充

①用地取得助成金（工業団地）　50%　→　70%

用地取得助成金（民有地）　5%　→　10%

②操業奨励助成金　　3年間　→　5年間

③雇用奨励助成金　　3年間　→　5年間

④オフィス等賃借助成金　　建物の賃借料の50%（研究開発機能又は本社・支社機能を設置する場合）

（平成30年4月1日から施行）

23 議案第　　号　福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例　ほか2条例

①共生型サービスの新設に伴い、共生型居宅介護、共生型生活介護、共生型短期入所等について、人員・設備・運営に関する基準を追加

②指定就労定着支援の新設に伴い、人員・設備・運営に関する基準を追加

③指定障害児入所施設等の指定を受けることで指定障害者支援施設の基準を満たしているとみなされる特例を廃止

④職場への定着を促進するため、就職した日から6月以上支援を継続するよう、就労定着支援に係る事業者の努力義務を追加

⑤利用者が自ら通勤できるよう、通勤訓練に係る事業者の実施義務を追加

（平成30年4月1日から施行）

24 議案第　　号　福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設を利用する障がい者の使用料を免除するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

・中之湯及び福島市体育館・武道場の利用に係る障がい者の使用料について免除する規定を追加

（福島市土湯地区温泉施設条例及び福島市体育館・武道場条例の施行の日から施行）

25 議案第　　号　福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・法律の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

（平成30年4月1日から施行）

26 議案第　　号　福島市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・法律の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

（平成30年4月1日から施行）

27 議案第　　号　福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例　ほか10条例

①共生型サービスの新設に伴い、共生型訪問介護、共生型通所介護、共生型短期入所生活介護等について、人員・設備・運営に関する基準を追加

②身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、処遇の基準に、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催し、介護職員等に周知徹底を図るとする規定を追加

③訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないとする規定を追加

④居宅介護支援事業所が利用者とケアプラン作成に係る契約を締結するにあたり、複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を義務付ける規定を追加

（平成30年4月1日から施行）

28 議案第　　号　福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・平成30年4月1日施行の国保制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険税の課税目的が変更となることから、国民健康保険財政調整基金の設置目的を改正

（平成30年4月1日から施行）

29 議案第　　号　福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・平成30年4月1日施行の国保制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険税の課税目的が変更となることから、基礎課税額等の規定に国民健康保険事業費納付金を追加

（平成30年4月1日から施行）

30 議案第　　号　福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

保険料率の見直し及び介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)保険料率の見直しにより、第1号被保険者の負担が基準月額比200円の増

(2)第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額並びに公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるための規定を追加

（平成30年4月1日から施行）

31 議案第　　号　福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1)人員に関する基準

・医師、薬剤師、看護師、介護職員、理学療法士、栄養士、介護支援専門員等の員数

(2)施設及び設備に関する基準

・療養室（定員4名以下入所者。1人当たりの床面積8㎡以上。）、診療室、機能訓練室、食堂、浴室等

(3)運営に関する基準(運営についての重要事項に関する規程)

①施設の目的及び運営方針

②従業者の職種、員数及び職務の内容

③入所定員

④個人情報の取扱いに関する事項

⑤虐待の防止のための措置に関する事項　等

（平成30年4月1日から施行）

32 議案第　　号　福島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・住所地特例を受けていた国民健康保険加入者が、75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合住所地特例が適用されなかったが、住所地特例を適用するよう改正

（平成30年4月1日から施行）

33 議案第　　号　福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施する場合の特例の認定申請に対する審査手数料の新設・・・・・・・147，000円

(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査手数料の新設・・・・・・・134，000円

(3)使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可申請に対する審査手数料の変更・・・・・・75，000円　→　67，000円

（平成30年4月1日から施行）

34 議案第　号　福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例制定の件

診療所の移転に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・位置　福島市森合町10番1号　→　福島市上町5番6号

（平成30年4月19日から施行）

35 議案第　号　福島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

旅館業法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)旅館及びホテルの営業の基準について、「旅館・ホテル営業」へ統合

(2)ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の施設の構造基準を見直し

（平成30年6月15日から施行）

36 議案第　号　福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

都市公園法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)1つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計を当該都市公園の敷地面積に対する割合の50%とする。

(2)福島市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、公園の占用許可の使用料の改正

占　用　物　件		改正前	改正後	単　　位
工作物	第１種電柱	４３０円	４４０円	１本につき１年
	第１種電話柱	３９０円	４００円	
	変　圧　塔	７７０円	７９０円	１個につき1年
物　件	外径0.07m未満のもの	１６円	１７円	長さ１mにつき１年
	外径１m以上のもの	４６０円	４７０円	
施　設	１㎡	７７０円	７９０円	占用面積１㎡につき１年
政令物件	標　識	６２０円	６３０円	１本につき１年

（平成30年4月1日から施行）

37 議案第　号　福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

道路占用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【改正内容】

・占用料の改定

占　用　物　件		改正前	改正後	単　　位
工作物	第１種電柱	４３０円	４４０円	１本につき１年
	第１種電話柱	３９０円	４００円	
	変　圧　塔	７７０円	７９０円	１個につき1年
物　件	外径0.07m未満のもの	１６円	１７円	長さ１mにつき１年
	外径１m以上のもの	４６０円	４７０円	
施　設	１㎡	７７０円	７９０円	占用面積１㎡につき１年
政令物件	看　板	１，９００円	１，７００円	表示面積１㎡につき１年
	標　識	６２０円	６３０円	１本につき１年

（平成30年4月1日から施行）

38 議案第　号　福島市地区計画において定められる再開発等促進区地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・法改正に伴い、条例別表第2で引用している別表第2の項を改正

（平成30年4月1日から施行）

39 議案第　号　包括外部監査契約の件

平成30年度の包括外部監査契約を締結する。

平 成 30 年 3 月 市 議 会 定 例 会 議 提 出 議 案 （その２）

（平成30年3月　日提出）

区分	予算関係	条例関係	その他の議案	報告	計
件数	7	3	2	1	13

＊この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案第　　号　平成29年度福島市一般会計補正予算

2 議案第　　号　平成29年度福島市水道事業会計補正予算

3 議案第　　号　平成29年度福島市下水道事業会計補正予算

4 議案第　　号　平成29年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

5 議案第　　号　平成29年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算

6 議案第　　号　平成29年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

7 議案第　　号　平成29年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算

8 議案第　　号　福島市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例制定の件

福島市交通安全対策会議委員に関する基準を改定するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

・委員の区分に、その他市長が必要と認め委嘱する者を加え、任期を2年とする規定を追加

（公布の日から施行）

9 議案第　　号　福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・法施行規則の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

（公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用）

10 議案第　　号　福島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

・主任介護支援専門員の資格要件について、5年ごとの更新研修を修了している者とする規定を追加

（公布の日から施行）

11 議案第　　号　市道路線の認定及び廃止の件

一般公共の用に供するため29路線を認定するとともに、認定替等により8路線を廃止する。

12 議案第　　号　区域外路線の認定の承諾の件

川俣町から協議のあった区域外道路路線を認定することについて、承諾する。

13 報告第　　号　専決処分報告の件

平成３０年３月補正（その２）予算　説明資料

１　一般会計

（単位　千円）

区分		29年度 当初予算 / 現計予算	29年度 3月補正 復興関連	29年度 3月補正 復興関連以外	29年度 3月補正 計	29年度 合計	29年度 対当初 / 対現計	28年度 当初予算 / 現計予算	28年度 3月補正	28年度 合計	28年度 対当初 / 対現計	増減率 当初比 / 現計比	増減率 合計
予算額		141,880,000					3.9	188,580,000			△ 4.2	△ 24.8	
		145,789,116	△ 14,888	1,578,888	1,564,000	147,353,116	1.1	194,604,629	△14,026,341	180,578,288	△ 7.2	△ 25.1	△ 18.4
財源内訳	国県支出金	63,904,412					1.8	117,058,031			△ 12.3	△ 45.4	
		64,735,547	―	309,463	309,463	65,045,010	0.5	119,463,964	△16,747,147	102,716,817	△ 14.0	△ 45.8	△ 36.7
	地方債	5,508,000					26.0	2,639,800			39.7	108.7	
		6,278,300	―	663,200	663,200	6,941,500	10.6	3,677,300	11,700	3,689,000	0.3	70.7	88.2
	その他特定	8,618,908					0.2	7,835,300			6.3	10.0	
		8,721,486	―	△ 86,707	△ 86,707	8,634,779	△ 1.0	8,297,610	34,200	8,331,810	0.4	5.1	3.6
	一般財源	63,848,680					4.5	61,046,869			7.9	4.6	
		66,053,783	△ 14,888	692,932	678,044	66,731,827	1.0	63,165,755	2,674,906	65,840,661	4.2	4.6	1.4

過去の３月補正予算額　（一般財源）

H27	△ 7,149,742	(3,285,617)
H26	24,728,662	(2,762,210)
H25	7,482,197	(3,876,199)
H24	4,334,012	(1,437,629)
H23	3,283,727	(1,083,252)
H22	3,072,567	(4,707,806)
H21	1,510,155	(1,120,347)
H20	5,703,871	(763,107)

２　特別会計

国民健康保険事業費	31,293,920				△ 1.1	30,292,003			2.3	3.3	
特別会計	30,509,039		432,183	30,941,222	1.4	30,737,465	262,935	31,000,400	0.9	△ 0.7	△ 0.2
庁舎整備基金運用	1,001,500				△ 99.9	1,001,500			△ 99.9	―	
特別会計	1,001,500		△ 1,000,000	1,500	△ 99.9	1,001,500	△ 1,000,000	1,500	△ 99.9	―	―
後期高齢者医療事業費	3,364,238				1.4	3,241,219			1.3	3.8	
特別会計	3,374,588		35,546	3,410,134	1.1	3,242,895	41,220	3,284,115	1.3	4.1	3.8

３　合計

一般会計	141,880,000					3.9
	145,789,116	△ 14,888	1,578,888	1,564,000	147,353,116	1.1
特別会計	61,503,317					0.1
	62,100,481			△ 532,271	61,568,210	△ 0.9
計	203,383,317					2.7
	207,889,597	△ 14,888	1,578,888	1,031,729	208,921,326	0.5

４　水道事業会計

収益的収入	7,880,075				―
	7,880,075		―	7,880,075	―
収益的支出	7,269,964				△ 3.1
	7,243,412		△ 199,436	7,043,976	△ 2.8
資本的収入	1,242,911				△ 16.7
	1,262,051		△ 226,164	1,035,887	△ 17.9
資本的支出	3,984,116				△ 7.1
	4,005,574		△ 302,550	3,703,024	△ 7.6

５　下水道事業会計

収益的収入	7,436,749				△ 2.5
	7,463,075		△ 213,402	7,249,673	△ 2.9
収益的支出	7,436,749				0.2
	7,661,659		△ 213,402	7,448,257	△ 2.8
資本的収入	3,750,287				0.2
	3,757,859		―	3,757,859	―
資本的支出	6,020,505				0.1
	6,028,077		―	6,028,077	―

主 な 補 正 内 容

○ 一　般　会　計

番号	事　　業　　内　　容	歳出予算 補 正 額
	【歳入歳出予算補正】	
	（復興関連以外）	千円
1	小・中学校校舎耐震補強事業費 小･中学校における校舎耐震化事業の進捗を早めるため、平成30年度事業予定の工事を国の補正予算を活用しながら8校の校舎及び4校の屋内運動場耐震補強工事等を実施し、小・中学校等施設耐震化推進計画を前倒しで進めるもの	856,154